

# 質 疑 回 答 書

令和7年4月28日  
 白山市長 田村 敏和  
 ( 公 印 省 略 )

案 件 名		白山市地理情報システム (GIS) 構築業務	
No.	ページ・図面番号等	質 疑 事 項	回 答
1	入札公告	第7 入札参加資格審査 2 履行実績調書について、履行実績は石川県内での実績でしょうか？	石川県外の実績でも構いません。
2	入札公告	第7 入札参加資格審査 2 履行実績調書について、履行実績は1件のみでよろしいでしょうか？また、履行実績は「統合型GISと公開型GIS」を同一自治体に導入した実績でよろしいでしょうか？	1件のみで構いません。 統合型GISまたは公開型GISのどちらかの導入実績で構いません。
3	入札公告	第7 入札参加資格 2 履行実績調書について、履行実績を証明できるものとは完了届等の書類でよろしかったでしょうか？	ご認識の通りです。
4	仕様書 p.5	2 システム化範囲 (ア) について、「LGWAN-ASPサービスリストに登録されている統合型GISサービス」ことを証明するものの提出は必要でしょうか？	仕様書記載の要件が満たされていれば、特に証明書の提出は必要ありません。
5	仕様書 p.7	5. (3)は市でどのようなことを想定されておりますでしょうか？ もし具体例があれば、教えてください。	情報漏洩等により第三者に損害を与えた場合などを想定しています。
6	仕様書 p.12	22. 共通要件 (統合型GIS・公開型GIS) (ア) について、「LGWANデータ転送サービスがLGWAN-ASPサービスリストに登録されている」ことを証明するものの提出は必要でしょうか？	仕様書記載の要件が満たされていれば、特に証明書の提出は必要ありません。
7	仕様書 p.15	24. 統合型GIS (ウ) について、「システムは地方公共団体情報システム機構のLGWAN-ASPサービスリストに登録されているサービスであること」「システムは一般財団法人全国地域情報化推進協議会 (APPLIC) が定義する地域情報プラットフォームに準拠する製品であること」を証明するものの提出は、それぞれ必要でしょうか？	仕様書記載の要件が満たされていれば、特に証明書の提出は必要ありません。
8	仕様書 p.15	(エ) (1)について、運用期間内に新たなソフトウェアのインストールが必要となった場合、その際の費用は本業務内に含まれる認識でよろしいでしょうか？	含まれますが、インストール方法は協議可能です。 例えば、WindowsADを利用した展開など。
9	仕様書 p.15	(エ) (1)について、運用期間内に新たなソフトウェアのインストールが必要となった場合、インストール作業に期限はございますでしょうか？	新たなソフトウェア (修正パッチ等) をインストールしなければ、システムが利用できない場合などは、修正パッチの適用期限までにインストールする必要があります。

# 質 疑 回 答 書

令和7年4月28日  
 白山市長 田村 敏和  
 ( 公 印 省 略 )

案 件 名		白山市地理情報システム (GIS) 構築業務	
No.	ページ・図面番号等	質 疑 事 項	回 答
10	仕様書 p.19	配布は白山市職員を対象とするものでしょうか？それとも、住民または事業者も含めて対象となるのでしょうか？	基本的に住民または事業者への配布は想定していませんが、何らかの事業で地域住民への説明資料などで使用する可能性はあります。
11	仕様書 p.21	25. (4)に記載の更新レイヤー数は、統合型・公開型GISを合わせた200レイヤーでよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
12	統合型・公開型GIS要求機能一覧 p.2	中項目 サービス終了時・契約満了時等の対応について、要件に記載されている中で、「本社」＝「白山市」という認識でよろしかったでしょうか？	ご認識のとおりです。 本社 → 本市 と解釈してください。
13	仕様書 p.10	14. (17) 白図出力図 (18) 窓口用都市計画図の各5部について、印刷方法は、プロッタ (大型プリンタ)、プリンタを用いた印刷という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	仕様書 p.10	14. (18) 窓口用都市計画図 (1/2,500 A3サイズ) について、既存資料がある場合は、事前にサンプル図面をご提供ください。既存資料が無い場合は、図面イメージ (例：窓口用都市計画図 (1/2,500 A0サイズ) の縮小版等) をご教示ください。	本市の都市計画課 (076-274-9558) に事前に電話で予約を取って、5/14 (水) までに閲覧してください。
15	仕様書 p.12	21. その他について、「本仕様書内の用語及び表現については、全て本市の解釈・判断とする。また、本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合も同様とする。」と示されています。白山市様の解釈・判断の前に、受注者との協議は実施したうえで、判断をいただくという認識でよろしいでしょうか。	まずは、社会通念上一般常識の範囲内で仕様書の内容が確定できるかがポイントとなります。その上で、双方の認識に乖離がある場合は、協議により判断することになります。
16	仕様書 p.14	野線表の資料数量について、「数量表に記載」と示されています。上記の数量表とは、④GISデータ作成 (5/31) を指し、その数量は、工種及び数量に記載された値という認識でよろしいでしょうか。	数量表記載の次の数字となります。 農振農用地 (約300枚) / スキャンした図面をファイリング / 式 1 法定外公共物 (約18,000枚) / スキャンした図面をファイリング / 式 1 農道 / Shapeデータ (ライン) 作成 / km / 280 空き家 / Shapeデータ (ポイント) 作成 / 件 / 900 公園台帳 / Shapeデータ (ポイント) 作成 / 箇所 / 40 除雪路線図 / Shapeデータ (ライン) 作成 / km / 220
17	仕様書 p.14	野線表の農振農用地のデータ整備方法について、「農振農用地図 (紙) については、様々な形式に作成されたものである」と示されています。事前に図面を閲覧させてください。	本市の農業振興課 (076-274-9540) に事前に電話で予約を取って、5/14 (水) までに閲覧してください。

# 質 疑 回 答 書

令和7年4月28日  
白山市長 田村 敏和  
( 公 印 省 略 )

案 件 名		白山市地理情報システム (GIS) 構築業務	
No.	ページ・図面番号等	質 疑 事 項	回 答
18	仕様書 p.14	罫線表の農道台帳のデータ整備方法について、農道台帳図(紙)をスキャニングとあり、農道台帳の延長は設計書に記載がありますが、台帳図の枚数についてご教示ください。	正確な枚数が確認できないことから仕様書に記載してありません。 距離から判断していただくことになります。
19	仕様書 p.15	24.(エ)システム利用環境について、弊社システムを利用する上で、以下の対応が必要となった場合、対応可能でしょうか。 ・一部のポートを解放すること ・プロキシを介さずに通信を行うこと	総務省の自治体セキュリティポリシーに関するガイドラインに反しない内容であれば対応可能です。 <a href="https://www.soumu.go.jp/denshijiti/jyouhou_policy/">https://www.soumu.go.jp/denshijiti/jyouhou_policy/</a>
20	仕様書 p.25	29. サポート体制のサポートサイトについて、システム利用者が操作方法を検索可能な仕組みをご提供するという点でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
21	仕様書 p.25	29. サポート体制の時間外受付窓口について、本サービスのインシデントに関する問合せ受付は、24時間受付と記載されています。時間外については、基本的に問合せ受付が可能であれば良いという認識よろしいでしょうか。	インシデントの重大度によります。
22	非機能要件 p.15	D.1.1.3について、システム移行時の並行稼働期間は、無しとすることと記載されています。運用中の既存システムの稼働停止時期(契約満了時期)をご教示ください。	令和8年3月末を予定しています。